

設計委託業務特記仕様書

第1節 委託概要

1. 仕様書番号 文セ委第17号
2. 委託業務名 OCT文化センタートイレ改修工事設計委託業務
3. 設計委託期間 契約締結日から令和9年1月29日まで
(必要に応じて成果品の一部提出を求めることがあります)
4. 対象施設概要
 - (1) 施設名称 OCT文化センター(海津公民館、海津農村環境改善センター)
 - (2) 施設の場所 海津市海津町高須585-1
5. 設計と条件
 - (1) 敷地の条件
 - ・用途地域及び地区の指定 用途地域指定なし
 - (2) 施設の条件
 - 【海津農村環境改善センター】
 - ・施設の延べ床面積 1123.78㎡
 - ・主要構造 RC造2階建て
 - ・築造年月 昭和58年7月
 - 【海津公民館】
 - ・施設の延べ床面積 3577.94㎡
 - ・主要構造 RC造2階建て
 - ・築造年月 昭和60年2月
 - (3) 改修工事等の条件
 - ・予定工事費 本業務において工事費を算出
 - (4) 設計概要
 - A) 改修工事
 - ・建築物 一式(建築一式工事、電気工事、管工事、内装仕上、機械器具設置工事)

第2節 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「海津市建築設計業務委託共通仕様書」による。

1. 管理技術者の資格要件

管理技術者は建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

2. 設計業務の範囲

(1) 現地調査

- A) 建物の仕様・材料等の調査
 - ・借用図面で判明する内容
 - ・調査不可能な部分については、設計図に寸法・仕様等を仮定として明記し、設計及び工事費算出を行う
- B) 埋設及び隠ぺい部分の材料・機器等について
 - ・市から貸与する資料にて調査・判断する
 - ・不明な場合は、類似資料を参考にして設計及び工事費算出を行う
 - ・類似資料を用いた場合は、類似資料のPDFデータを提出すること
- C) 現地調査について
 - ・調査は目視並びにテープ測量・計測器測定等によるものとする

(2) 設計図面作成

工事発注用図面の作成（トイレの乾式化、便器の洋式化に伴う解体、レイアウト改修、仮設計画等も含む）

(3) 積算数量調書作成

※解体方法による分別仕上げの積算とする

※分別仕分けが妥当でないもの、少量数量のため分別計上が困難なものは「一式」計上とする

(4) 工事費内訳書の作成（見積徴取・単価書作成共）

3. 設計等委託内容

- (1) 設計総括（方針の打ち合わせ）
- (2) 建物等の調査
- (3) 工事設計積算業務
- (4) 設計図書作成
- (5) 設置条件による設置器具の能力選定
- (6) 工事实施に必要となる関係書類の作成

4. 設計図書の提出部数

(1) 実施設計図書

特に指示するもののほか、特記仕様書、標準仕様書を含み下記のとおり。
各内容は別途指示による。また、白焼き図書とし返却はしない。

- | | | |
|---------------|------|-----------|
| A) 決裁、契約用設計図 | A 3判 | 3部 |
| B) 工事監理用設計図 | A 3判 | 2部 |
| C) 積算数量調書 | | 1部（電子媒体共） |
| D) 工事費内訳明細書 | | 1部（電子媒体共） |
| E) JWW CADデータ | | 1部（電子媒体共） |
| F) PDFファイル | | 1部（電子媒体共） |

図面等の大きさ枠取りは「一般的事項」および別途指示による。

5. 設計図書の提出先 海津市文化・スポーツ課

第3節 一般的事項

1. 業務の開始

受注者は、業務の開始に当たってこの仕様書を熟読し、市職員と打合せを十分に行い、その趣旨を業務に的確に反映させること。

なお、設計開始後は、委託設計業務に専心従事すること。

受注者は、設計に先立ち市職員等と建築の構造、大きさ及び各設備等について十分打合せ、本市の意向を聴き、設計に着手するものとする。

2. 法令の遵守

設計に当たっては、建築基準法、都市計画法、消防法、水道法、下水道法、河川法、電気事業法、ガス事業法、公衆電気通信法及び公害関係法、その他関係法令を遵守すること。

3. 秘密の厳守

業務上知り得た秘密は、絶対に他に漏らしてはならない。特に、設計内訳書については慎重に取扱うこと。

4. 提出書類

受注者は、契約後直ちに着手届（管理技術者届を兼ねる）、設計担当者届、協力設計事務所を使用する場合は、その届及び工程表、その他必要な書類を提出し、市職員等から書類上の訂正の指示があった場合は、速やかに訂正すること。

5. 設計担当者、協力設計事務所等の変更

設計担当者、協力設計事務所等を変更するときは、事前に変更届を提出し、承認を得ること。

6. 設計図書の帰属

業務完了後の原図、その他設計図書は市に帰属する。

7. 調査、打合せ

市職員等の指示により随時調査あるいは打合せを行うものとして、打合せに必要な資料の作成は原則として受注者が行うこと。

8. 敷地現状測量

本業務では実施しない、但し現況測量が必要と認められた場合は市職員等と協議してその指示に従うこと。

9. 貸与図面等

市が貸与した参考図その他の資料は利用後、速やかに返還すること。

10. その他

この設計要領に明記されていない事項については、必要に応じてその都度受注者は市職員等と協議して定めるものとする。

第4節 設計

1. 適用基準等

設計は建築基準法及び関係法令ならびにこれに基づく命令及び条例の規定によるほか、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の各種仕様書等による。

A) 設計

建築物解体工事共通仕様書・同解説	(最新版)
建築工事設計図書作成基準	(最新版)
建築設備工事設計図書作成基準	(最新版)
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	(最新版)
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	(最新版)
建築工事標準詳細図	(最新版)
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	(最新版)
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	(最新版)
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	(最新版)
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	(最新版)
公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	(最新版)
公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	(最新版)

B) 積算

公共建築工事積算基準	(最新版)
公共建築工事標準歩掛り	(最新版)
公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）	(最新版)
公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）	(最新版)
公共建築数量積算基準	(最新版)
公共建築設備数量積算基準	(最新版)

C) 積算参考

建築設備数量積算基準・同解説	(最新版)
公共建築工事内訳書標準書式	(最新版)
公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）・同解説	(最新版)
公共建築工事見積標準書式（建築工事編）	(最新版)
公共建築工事見積標準書式（設備工事編）	(最新版)

2. 仮設計画

工事期間も可能な限り施設利用が可能なように、設計の中で仮設計画の検討を行うものとし、市職員等と打合せを行うこと。

3. 設計要件の決定

設計に関する諸要件の決定については、その都度市職員等と打合せの上その指示に従うこと。
なお、設計段階で設計の完成した図面ごとに市職員等に設計図を提出し審査を受けたのち設計を進めること。

4. 材料、機器等の指定

材料、機器等の指定については、受注者が使用材料、機器及び使用メーカー等の案を作成し、市職員等の承認によって決定する。

5. 設計図チェックリスト

図面、設計内訳書等の作成については、設計条件等の内容を十分吟味し、誤記、訂正漏れのないよう十分検討すること。

6. 積算

設計内訳書提出の際には、数量明細書、単価根拠等も合わせて、提出すること。
設計内訳書は、表計算ソフト Excel 2010 以降にて作成することを原則とする。

設計図書は、十分その内容を精査したのち提出すること。設計を完了したときは、市職員等の検査を受けること。また、設計内訳書についても同様とする。

設計完了後、設計図書に発見された記入事項の誤りについて、受注者はその誤りの発生について過失があった場合、すみやかに自己の負担において修正する。

第5節 設計図書等の作成基準

1. 一般的事項

設計製図の一般的要領は次の各号によること。

- A) 建築物の経済性を高めるため、使用材料は品質形状寸法ともできるだけ市場品を使用すること。
- B) 図面に記載する材料は、一般的呼称を用い、原則として商品名を記入しないこと。但し特殊工法等を用いる場合、事前に市職員等の承諾を受けた場合はこの限りではない。
- C) 図面記入事項は必要最低限とし、書き込み事項の重複を避けること。